

## シンジケートカバー取引の報告に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第22条の規定に基づくシンジケートカバー取引(次条に規定するシンジケートカバー取引をいう。)の報告等に関し、必要な事項を定める。

(シンジケートカバー取引の報告等)

第2条 会員は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、本所が定めるところにより、本所に取引内容の報告を行うものとする。

(1) 本所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の売出しに当たり、元引受契約を締結した証券会社又は外国証券業者(以下「元引受証券会社等」という。))が、当該売出しの予定数量のほかに、当該売出しに係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「売出対象銘柄」という。))について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った元引受証券会社等が、有価証券の売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該元引受証券会社等の計算による売出対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)

(2) 本所の市場におけるシンジケートカバー取引の受託(シンジケートカバー取引であることを会員が知った場合に限る。)

2 会員は、シンジケートカバー取引又はグリーンシューオプション(オーバーアロットメントを行う元引受証券会社等が有価証券の売出しに係る元引受契約の締結に当たり付与された売出対象銘柄の保有者より売出対象銘柄を取得できる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、本所が定めるところにより、本所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシューオプションの行使の総数量等の報告を行うものとする。

3 本所は、前項の報告に係る書面を公衆の縦覧に供することができるものとする。

## 付 則

この規則は、平成14年2月20日から施行し、同日以降に元引受契約が締結される有価証券の売出しについて適用する。